

海津郡 3 町合併協議会の調整方針

(協議第 19 号) H15.1.14(第 4 回)提出 H15.1.14(第 4 回)確認

協議第 19 号	一部事務組合等の取扱いに関すること	協議細目	一部事務組合、広域連合、協議会、委員会、土地開発公社
調整方針(案)	1 海津郡の町で構成する一部事務組合及び広域連合について、合併の前日をもって当該組合及び広域連合を解散し、他地域の当該地域に併合し、新市において合併する。2 海津郡の町で構成する一部事務組合及び広域連合について、合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併する。3 海津郡の町で構成する一部事務組合及び広域連合について、合併の前日をもってこれらの協議会から脱退し、新市において公平委員会を設置する。4 海津郡の町で構成する一部事務組合及び広域連合について、合併の前日をもって津町土地開発公社に債権を譲渡し、及び債務を引き継ぐものとする。5 海津郡の町で構成する一部事務組合及び広域連合について、合併の前日をもって津町土地開発公社に債権を譲渡し、及び債務を引き継ぐものとする。		

項目	備考
<p>3 町のみで構成する一部事務組合・広域連合</p> <p>海津郡消防組合 海津郡サンリバー広域連合</p> <p>海津町・平田町で構成する一部事務組合</p> <p>高須輪中衛生利用事務組合 高須輪中水防事務組合</p> <p>その他の一部事務組合</p> <p>岐阜県市町村会館組合 岐阜県市町村職員退職手当組合 西南濃老人福祉施設事務組合 南濃衛生施設利用事務組合 西南濃粗大廃棄物処理組合</p>	<p>地方自治法(抄)</p> <p>(組合の種類及び設置)</p> <p>第 284 条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。</p> <p>2 普通地方公共団体及び特別区は、第 6 項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。</p> <p>(第 2 項後段及び第 3 項～第 6 項 省略)</p> <p>(組織、事務及び規約の変更)</p> <p>第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(解散)</p> <p>第 288 条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第 284 条第 2 項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。</p> <p>(財産処分)</p> <p>第 289 条 第 286 条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。</p>

項 目	備 考
<p>協議会 大垣地域広域市町村圏協議会 大垣地区視聴覚教育協議会 西濃地区教科書採択協議会 大垣市ほか4町堤防道路補修協議会 岐阜県西南濃地区町村職員研修協議会 大樽川流域高須輪中堤開発整備促進協議会</p> <p>共同設置機関 大垣地域公平委員会</p>	<p>地方自治法（抄） （協議会の設置） 第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。 （第2項～第6項 省略）</p> <p>（協議会の組織の変更及び廃止） 第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。</p> <p>地方自治法（抄） 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次の通りである。 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会（第1項第1号・第2号・第4号、第2項～第8項 省略）</p> <p>地方公務員法（抄） （人事委員会又は公平委員会の設置） 第7条（第1項及び第2項 省略） 3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第8条第2項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。</p> <p>地方自治法（抄） （機関等の共同設置） 第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。（第3項 省略）</p>

種 類	名 称	管理者	構 成 市 町 村	設 立 等 年 月 日	共 同 処 理 事 務 棟 の 内 容
一 部 事 務 組 合	海津郡消防組合	南濃町長	海津町、平田町、南濃町	昭和 48年 4月 1日設立	消防に関する事務
	海津郡サンリバー広域連合	海津町長	海津町、平田町、南濃町	平成 13年 4月 1日設立	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の設置・管理・運営、介護保険認定審査判定業務、その他広域に関わる事務
	高須輪中衛生施設利用事務組合	平田町長	海津町、平田町	昭和 60年 4月 1日設立	火葬場の設置及び管理運営
	高須輪中水防事務組合	海津町長	海津町、平田町	昭和 33年 12月 1日設立	水防に関する事務
	岐阜県市町村会館組合	垂井町長	海津町、平田町、南濃町など 99 市町村	昭和 30年 9月 2日設立	組合構成市町村職員等の福利厚生に関する事業等を行う団体等の用に供するための事務所の設置及び管理に関する事務
	岐阜県市町村職員退職手当組合	久々野町長	海津町、平田町、南濃町など 8 市 85 町村 55 一部事務組合・広域連合	昭和 36年 10月 1日設立	構成市町村等の常勤の一般職員に対する退職手当の支給に関する事務
	西南濃老人福祉施設事務組合	垂井町長	海津町、平田町、南濃町など 11 町	昭和 47年 8月 1日設立	養護老人ホームの設置及び管理に関する事務
	南濃衛生施設利用事務組合	養老町	海津町、平田町、南濃町、養老町、上石津町、関ヶ原町	昭和 36年 4月 1日設立	し尿及び塵芥処理施設の設置運営
西南濃粗大廃棄物処理組合	大垣市	海津町、平田町、南濃町など 1 市 11 町	昭和 48年 5月 1日設立	粗大廃棄物処理施設の設置及び管理運営	

土地開発公社
海津町

平成13年度末現在

資産の部		負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金及び預金	50,529,401 円	借入金	463,187,815 円
公有土地	477,158,937 円	負債合計	463,187,815 円
		資本の部	
		1. 基本金	
		基本財産	5,000,000 円
		2. 準備金	
		前期繰越準備金	59,400,854 円
		当期純利益	99,669 円
		資本合計	64,500,523 円
資産合計	527,688,338 円	負債・資本合計	527,688,338 円

平田町

資産の部		負債の部	
1. 流動資産			
現金及び預金	111,399,985 円		
その他流動資産	1,267,750 円	負債合計	0 円
		資本の部	
		1. 基本金	
		基本財産	5,000,000 円
		2. 準備金	
		前期繰越準備金	106,277,668 円
		当期純利益	1,390,067 円
		資本合計	112,667,735 円
資産合計	112,667,735 円	負債・資本合計	112,667,735 円

南濃町

資産の部		負債の部	
1. 流動資産			
普通預金	18,355,354 円		
		負債合計	0 円
2. 固定資産		資本の部	
有形固定資産	6,000 円	1. 基本金	
		基本財産	5,000,000 円
		2. 準備金	
		前期繰越準備金	13,381,374 円
		当期純利益	20,020 円
		資本合計	18,361,354 円
資産合計	18,361,354 円	負債・資本合計	18,361,354 円

一部事務組合及び広域連合

債 務

項 目	主 な 財 産											地方債等	債務負担行為に基 づく平成15年度 以降の支出予定額
	土 地 ・ 建 物				備 品 (車 両)				基 金				
	土地	建 物			乗用車	貨物車	その他	計	財政調整 基金	その他	計		
	木造	非木造	計										
海津郡消防組合 S48.4.1 設立	m ² 5,592.9	m ² 0	m ² 1,992.8	m ² 1,992.8 (H14.3.31)	台 2	台 0	台 13	台 15 (H14.8.31)	千円 104,495	千円 42,970	千円 147,465 (H14.3.31)	千円 152,776 (H14.8.31)	千円 170,047
海津郡 サンリバー広域連合 H12.4.1 設立	m ² 0	m ² 0	m ² 7,114.50	m ² 7,114.50 (H14.3.31)	台 7	台 0	台 5	台 12 (H14.8.31)	千円 21,267	千円 264,304	千円 285,571 (H14.3.31)	千円 1,215,467 (H13.3.31)	千円 0
高須輪中衛生施設利用組合 S60.5.1 設立	m ² 13,874.32	m ² 0	m ² 1,175.60	m ² 1,175.60 (H14.3.31)	台 0	台 0	台 1	台 1 (H14.9.30)	千円 0	千円 64,698	千円 64,698 (H14.9.30)	千円 0	千円 0
高須輪中水防事務組合 S33.12.24 設立	m ² 266,862.66	m ² 1,493.82	m ² 162.38	m ² 1,656.20 (H14.3.31)	台 0	台 0	台 0	台 0	千円 0	千円 16,410	千円 16,410 (H14.3.31)	千円 0	千円 0

海津郡3町合併協議会の調整内容

(協議第58号) H16.7.28(第28回)提出 H16.7.28(第28回)確認

協議第58号	一部事務組合・広域連合等の取扱いに関する事	協議細目	
調整方針(案)	一部事務組合・広域連合等の取扱いに関する事(平成15年1月14日第4回合併協議会確認事項)の(5)を次のように再協議する。 (5)3町の土地開発公社については、合併の前日までに解散する。		

新 旧 対 照 表	
再協議	現在の調整方針
(一部事務組合・広域連合等の取扱い) (1)略 (2)略 (3)略 (4)略 (5) <u>3町の土地開発公社については、合併の前日までに解散する。</u>	(一部事務組合・広域連合等の取扱い) (1)略 (2)略 (3)略 (4)略 (5) <u>南濃町土地開発公社及び平田町土地開発公社については、海津町土地開発公社に債権を譲渡し、及び債務を引き継がせ、合併の前日までに解散するものとする。海津町土地開発公社については、南濃町土地開発公社及び平田町土地開発公社の債権を譲り受け、及び債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。</u>

土地開発公社
海津町

(資料出展 「平成14年度 市町村財政の状況 地方公営企業編」)

資産の部		負債の部	
1. 流動資産		1. 固定負債	
現金及び預金	50,264 千円	長期借入金	470,173 千円
公有土地	484,449 千円	負債合計	470,173 千円
		資本の部	
		1. 基本金	
		基本財産	5,000 千円
		2. 準備金	
		前期繰越準備金欠損金	59,501 千円
		当期利益(損失)	39 千円
		資本合計	64,540 千円
資産合計	534,713 千円	負債・資本合計	534,713 千円

平田町

資産の部		負債の部	
1. 流動資産			
現金及び預金	112,597 千円	負債合計	0 千円
		資本の部	
		1. 基本金	
		基本財産	5,000 千円
		2. 準備金	
		前期繰越準備金欠損金	107,668 千円
		当期利益(損失)	71 千円
		資本合計	112,597 千円
資産合計	112,597 千円	負債・資本合計	112,597 千円

南濃町

資産の部		負債の部	
1. 流動資産			
普通預金	18,324 千円	負債合計	0 千円
2. 固定資産		資本の部	
有形固定資産	6 千円	1. 基本金	
		基本財産	5,000 千円
		2. 準備金	
		前期繰越準備金欠損金	13,361 千円
		当期利益(損失)	31 千円
		資本合計	18,330 千円
資産合計	18,330 千円	負債・資本合計	18,330 千円